

令和6年度

学校園教育指針



姫路市教育委員会

はじめに

令和6年度は、「第2期姫路市教育振興基本計画」の最終年度を迎えます。令和2年度から始まった第2期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行やウクライナ、イスラエルを含めた不安定な国際情勢が見られるなど、まさに現代は、先行きが見通せないVUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代が到来したと言わざるを得ません。そのような時代だからこそ、子供たちが「自立」した人間として主体的に判断し、多様な人々と互いを「認め合い」ながら協働し、新たな価値を創造できるよう、様々な「つながり」の中で子供たちを育成していくことが重要となります。令和6年度も、予測困難な時代にあっても粘り強く明るく元気な子供たちを育む学校園として「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」に取り組んでまいります。

学校園においては、以下の5点を令和6年度の重点項目として充実・深化に取り組んでください。

1点目は、「働き方改革の推進」です。会議・行事等の縮減・精選や、ICT活用による校務・業務の効率化及び共有化を進めることで、子供と向き合う時間の確保や在校等時間の縮減、勤務時間の適正化を図り、働き方改革を推進してください。また、教職員のメンタルヘルス対策や教職員相互の協力・協働による円滑な人間関係のもと、子供たちが成長する姿から得られる喜びや教師自身の成長を実感できるような職場環境づくりに取り組み、教師としての働きがいが見いだせる学校園づくりを進めてください。

2点目は、「特別支援教育の充実」です。特別支援学校・特別支援学級だけでなく通常学級においても、特別支援教育の視点をもとに教育活動を進めることが重要です。子供たちの自立と社会参加に必要な力を培うために、校園内支援体制を整え、個々の教育的ニーズに応じた適切な学習内容や環境を充実させるよう、特別支援教育を学校園全体で強く推し進めてください。

3・4点目は、「わかる授業の推進」と「教育の情報化の推進」です。国においては、実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、全ての子供たちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることを重要としています。幼稚園から高等学校までの育ちと学びをつなぎ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進してください。また、1人1台の学習者用端末をはじめとするICT機器や教育支援ツール等、ICT環境を効果的に活用した質の高い学校教育を実現することで、子供たちの情報活用能力の育成に取り組んでください。

5点目は、「心の通い合う生徒指導の推進」です。近年、いじめや不登校、問題行動、児童虐待等、生徒指導上の課題が多様化しています。特に、不登校児童生徒については全国的に増加しており、本市においても大きな課題です。不登校の未然防止として子供たちが安全、安心な環境のもとで主体的に授業や行事に取り組む「魅力ある学校づくり」を推進するとともに、ICTを活用した学習支援や専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等、不登校児童生徒への個別支援をさらに充実させていく必要があります。また、就学前教育の成果を小学校教育へ引き継ぐなど、異校種間の連携を図ることで子供たちの理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導・支援を行い、心の通い合う生徒指導を推進してください。

本指針をあらゆる機会に活用いただき、本市の子供たちが「姫路市の学校園で学んで良かった。」と思えるよう、家庭や地域と協働して、一層信頼される学校園づくりに邁進されることを期待します。

令和6年3月

姫路市教育長 西田 耕太郎

幼児児童生徒が安全で安心して学べる学校園づくり

学校園は、幼児児童生徒が安全で安心して健やかな成長と自己実現を目指して学習する場です。

このため、教職員は全体の奉仕者であるとの自覚を持って、服務規律を遵守し、襟を正して職務に取り組まなければなりません。

○ 学校園における体罰・暴言等の非違行為防止対策

幼児児童生徒に対する体罰や暴言等の非違行為は決して許されない行為です。各学校園で、体罰の禁止と暴力の否定について共通理解を深めるとともに、体罰根絶に向けた取組を進めてください。

- (1) 発達段階に応じた適切な言葉がけによる指導を行う。(声の大きさ、語気の強さ、使う単語 等)
- (2) 行為は指導しても、人格や個性は否定しない。
- (3) 「○○するべき」の発想が、感情に任せた指導になる。
- (4) 「信頼関係があれば厳しい指導も大丈夫」との考えが、体罰等につながる。
- (5) 幼児児童生徒には様々な背景があり、教職員はその背景の理解に最大限努める。
- (6) 生徒指導は複数対応することで、体罰や行き過ぎた指導を防ぐだけでなく、教職員が指導方法について学ぶ機会とし、指導力向上につなげる。
- (7) 同僚や管理職に指導の報告を行い、指導内容を共有することで、幼児児童生徒の共通理解を図る。
- (8) 指導について、保護者への説明責任を果たすことで、学校園と家庭との連携を図る。
- (9) 適切な教育相談や指導の在り方について、具体的な場面を想定した研修やグループミーティングを定期的に行い、日頃の指導を振り返るとともに、体罰禁止の意識を高める。

○ 働きがいのある風通しの良い職場づくり

教職員は、全体の奉仕者であるとともに、一人の人間です。職場等において負荷がかかり、ストレスを抱える事も考えられます。教職員がストレスを抱え込まない働きがいのある職場環境づくりについて、組織を挙げて取り組むことが大切です。

- (1) 教職員が業務上の課題やストレス等を抱え込まないよう、メンターや同僚、管理職が連携し、組織的な支援や相談体制の充実を図る。
- (2) 教職員の悩み事について、話しやすい・聞いてもらえる職場環境づくりや相談窓口の活用を通じて、相談しやすい雰囲気醸成する。協力・協働による働きがいのある学校園づくりに取り組む。

○ 初期対応・相談機関の周知徹底

万が一、体罰や暴言等の非違行為を確認した場合は、被害幼児児童生徒の安全確保を最優先に対応することが肝要です。管理職等へ速やかに報告し、被害者やその家族に寄り添った対応を行ってください。

- (1) 「最悪を想定して、慎重に、速やかに、誠意をもって、組織的に」対応する。
- (2) 校園長は、初期対応を迅速かつ的確に指揮するとともに、市教委関係各課に報告する。
- (3) 校園長は、体罰や暴言等を受けても学校園に相談できない場合があることを想定し、各種相談機関について周知するとともに、決して通報者が不利益を被ることがないようにする。

主な相談機関

- ① 姫路市教育委員会 教職員課：221-2763、育成支援課：224-5844
- ② 姫路市公益通報制度：Koueki_k@city.himeji.hyogo.jp、公益通報票（姫路市 HP 内からダウンロード）
- ③ 兵庫県教育委員会 教職員課：078-341-7711、教職員メンタルヘルス相談：0120-165-565

目次

●本資料の活用にあたって	1
●第1部	
本市教育振興の基本的な考え方	2
●第2部	
魅力ある学校教育の推進	
I 魅力ある姫路の教育の推進	8
II 子供の学びを支える教育環境整備の推進	22
資料のページ	
学力向上に向けての取組	26
問題行動・不登校等の状況について	28
「特別の教科 道徳」、外国人児童生徒等の受入れ体制づくり	30
姫路市の学力向上関連施策の体系	31
姫路市の生徒指導関連施策の体系	32
姫路市の特別支援教育関連施策の体系	33

表紙写真掲載

ジャガイモの収穫	(旭陽幼稚園)
ICT 端末を活用した朝顔の成長観察	(増位小学校)
交換留学生との異文化交流	(白鷺小中学校)
介護実習	(飾磨高等学校)
お店屋さん体験	(書写養護学校)
「いけばな」体験	(あかつき中学校)

本資料の活用にあたって

本資料は、「姫路市教育振興基本計画」に基づき、本市の学校園における教育の目指す方向性や指導の重点を明確にするとともに、本市教育の一層の充実に資することを目的に編集した。

第1部は、「姫路市教育振興基本計画」に掲げる「基本理念」「目指す人間像」「基本目標」を抜粋して掲載した。

第2部は、「姫路市教育振興基本計画」に基づき、魅力ある学校教育を推進するため、令和6年度に重点的に取り組む事項と指標を示した。

活用は、このような場面で

- 学校教育目標の設定に当たっての参考として
- 姫路市の教育や施策に関する校内研修等の資料として
- 学校評価の評価項目、評価指標等を作成する際の参考として
- 校務分掌に係る業務の参考として

第2部のページ構成

1-1「確かな学力」の育成

教育振興基本計画の施策名とその趣旨

子供一人一人の興味・関心や適性を踏まえ、創意工夫した教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを基盤とする思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学びに向かう力を育成する。

令和6年度に重点的に取り組む教育振興基本計画の事業名

令和6年度重点項目

教育振興基本計画の事業番号

(1) わかる授業の推進

令和6年度 重点項目

事業1-1-①

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、地域や学校の実態及び子供一人一人の状況を的確に把握し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたわかる授業の実践を推進する。

教育振興基本計画の事業に関連する教育委員会各課の取組

主な取組	対象	担当課
学力向上推進事業	幼・小・中・義・高・特	学校指導
兵庫型学習システム推進事業	小・中・義	学校指導

■ 各事業に係る国及び市の調査結果を指標として示すことで、成果と課題の共有化を図る。

指標

国調査：全国学力・学習状況調査
(対象：小6、中3、管理職 4月実施)
※令和2年度国調査は実施されていません。
市調査：学力向上に係る教職員・児童生徒意識調査
(対象：小4～中3、教職員 12月実施)

小学生、中学生：児童生徒の割合
小学校、中学校：管理職又は教職員の割合

学校の勉強はわかると答えた児童生徒の割合(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	91.6%	91.2%	90.8%
中学生	80.7%	79.6%	79.3%

※本指標における学校種・学年の表記は、義務教育学校については、以下のように読み替える。

小学校または小学生：前期課程 中学校または中学生：後期課程 中1：7年生 中2：8年生 中3：9年生

第1部

本市教育振興の基本的な考え方

(「第2期姫路市教育振興基本計画(計画期間:令和2年度~6年度)」より抜粋)

1 基本理念



〔基本理念〕

ふるさと姫路の未来をひらく人づくり

～自立し、認め合い、つながる教育を目指して～

教育は、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成」を目指して行われる人づくりである。少子高齢化やグローバル化が進む中、人生100年時代や超スマート社会といった激動の時代を、人間ならではの感性や創造性を発揮し、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、豊かな社会と新たな価値観を生み出せる人間の育成が求められている。

姫路をふるさととして共有する一人一人の個人が、自他の生命を互いに尊重しながら心豊かにたくましく、自らの人生を生き抜いていく力を育むことが、確かな未来を創造することにつながると期待する。未来とは、個人の未来、ふるさと姫路の未来、世界の未来でもある。自らが生きる未来を見据え、自己実現を図れる人間は、将来の豊かな地域社会を形成する基盤となる。

これらのことから、第2期計画の基本理念は、第1期計画を継承し、「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」と設定した。

また、副題については、基本理念の実現に向けた、本市教育の方向性を示すものとして、「自立」「認め合い」及び「つながり」の三つの言葉を設定した。「自立」した人間として主体的に判断し、多様な人々と互いを「認め合い」ながら協働し、新たな価値を創造できる人を、生涯にわたる育ちと学びの連続性や、他者との関係性などの「つながり」の中で育成する教育の振興を目指して、「自立し、認め合い、つながる教育を目指して」とした。

基本理念の実現に向けて、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組むことにより、次のような人間が育つことを目指していく。

〔目指す人間像〕

- 知・徳・体の調和がとれ、夢や志を持ち、自ら学び続ける自立した人間
- ふるさとを愛し、社会の持続的な発展のために連携し、協働できる人間
- 互いの伝統や文化を尊重し、多様な人々と共生する人間

超スマート社会の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、その変化を前向きに受け止めながら、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことが重要である。夢や志を持って可能性に挑戦するために、生涯にわたって主体的に学び続ける自立した人間の育成を目指す。

自分が生まれ、育ち、住んでいる地域をふるさととして大切に思い、愛着や誇りを持つことで地域の将来を考える。そして、技術革新やグローバル化への対応による社会（地域・国・世界）の持続的な発展のために、学校・家庭・地域で連携し、協働できる人間の育成を目指す。

我が国の伝統や文化を深く理解した上で、世界の多様な文化の中で自他の違いを認め、尊重することが大切である。そして、感性や創造性を発揮しながら、年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無などにより、異なる文化や価値観を持つ多様な人々と共に生きる人間の育成を目指す。

目指す人間像実現のため、三つの基本的政策を設定し、それぞれに基本目標を定めて取り組む。

基本的政策 1 魅力ある学校教育の推進

〔基本目標〕

- 知・徳・体にわたる「生きる力」を備え、変化の激しい社会に対応し、自立した人間として自己実現を図ることができる人間の育成を目指し、子供の資質や能力を伸ばし、可能性を広げる魅力ある学校教育を推進する。
- 子供が、安心して安全な学校生活を送れるよう、就学支援や学校園の機能・設備の充実を図り、また、社会ぐるみの支援体制を構築するなど、教育環境の整備を推進する。

政策 1 魅力ある姫路の教育の推進

（施策）

- 1 「確かな学力」の育成
- 2 「豊かな心」の育成
- 3 「健やかな体」の育成
- 4 異校種間連携の強化
- 5 就学前教育の推進
- 6 特別支援教育の推進
- 7 特色ある教育の推進
- 8 生徒指導の推進
- 9 教職員の指導力等向上の推進

政策 2 子供の学びを支える教育環境整備の推進

（施策）

- 1 子供が安心して学べる環境づくりの推進
- 2 充実した学校教育環境の整備
- 3 学校と地域等の協働体制の構築

基本的政策2 いきいきとした生涯学習社会の実現

〔基本目標〕

- 生涯学習社会の実現に向けて、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習関連施設の充実や人権教育の推進を図る。
- 心豊かでたくましい青少年の育成を目指し、家庭や地域における教育力の向上を支援するとともに、青少年への様々な体験機会の提供や健全育成を促進する環境づくりなど、市民ぐるみで青少年の健全育成に努める。

政策3 ライフステージに応じた生涯学習の振興

（施策）

- 1 生涯学習支援体制の充実
- 2 多様な学習機会の充実
- 3 人権教育の推進

政策4 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進

（施策）

- 1 家庭や地域における教育力向上への支援
- 2 青少年の交流と活動の促進
- 3 地域で見守る健全育成活動の推進

基本的政策3 歴史文化の継承と市民文化の醸成

〔基本目標〕

- 世界文化遺産姫路城をはじめとする多彩な文化財の保存と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化や歴史的文書の調査・研究と継承・活用により、姫路の歴史と文化を守り育てる。
- 博物館として、教育機関でもあり文化拠点施設でもある美術館、姫路文学館などの活動を通して、市民が様々な文化に触れ、学ぶことができる機会を充実する。

政策5 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

（施策）

- 1 世界文化遺産姫路城の保存と活用
- 2 多彩な文化財の保存と活用
- 3 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

政策6 魅力ある市民文化の創造と交流・発信

（施策）

- 1 新たな市民文化が育つ環境の充実
- 2 市民文化の交流促進と文化拠点施設の充実

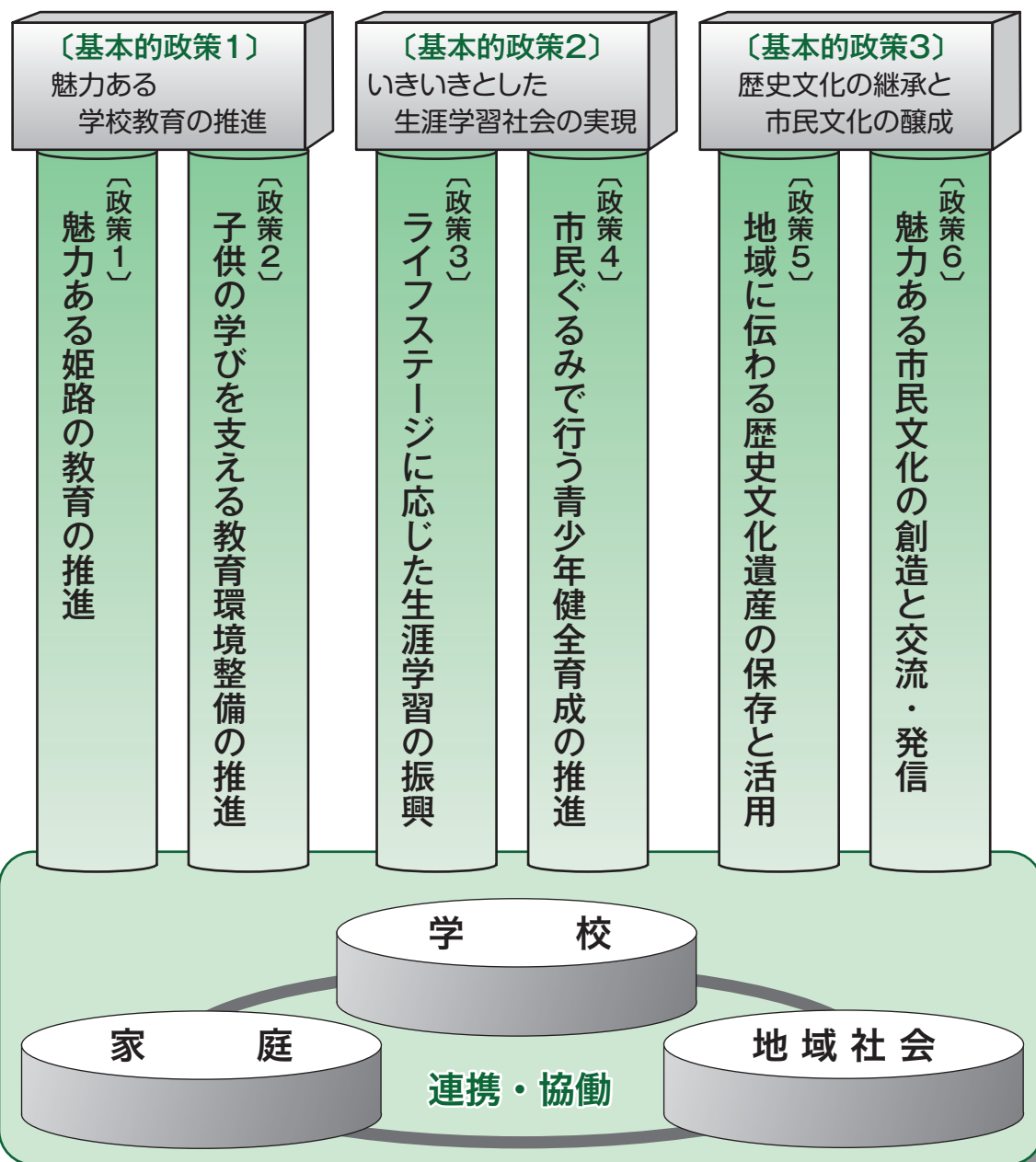
〔基本理念〕

ふるさと姫路の未来をひらく人づくり

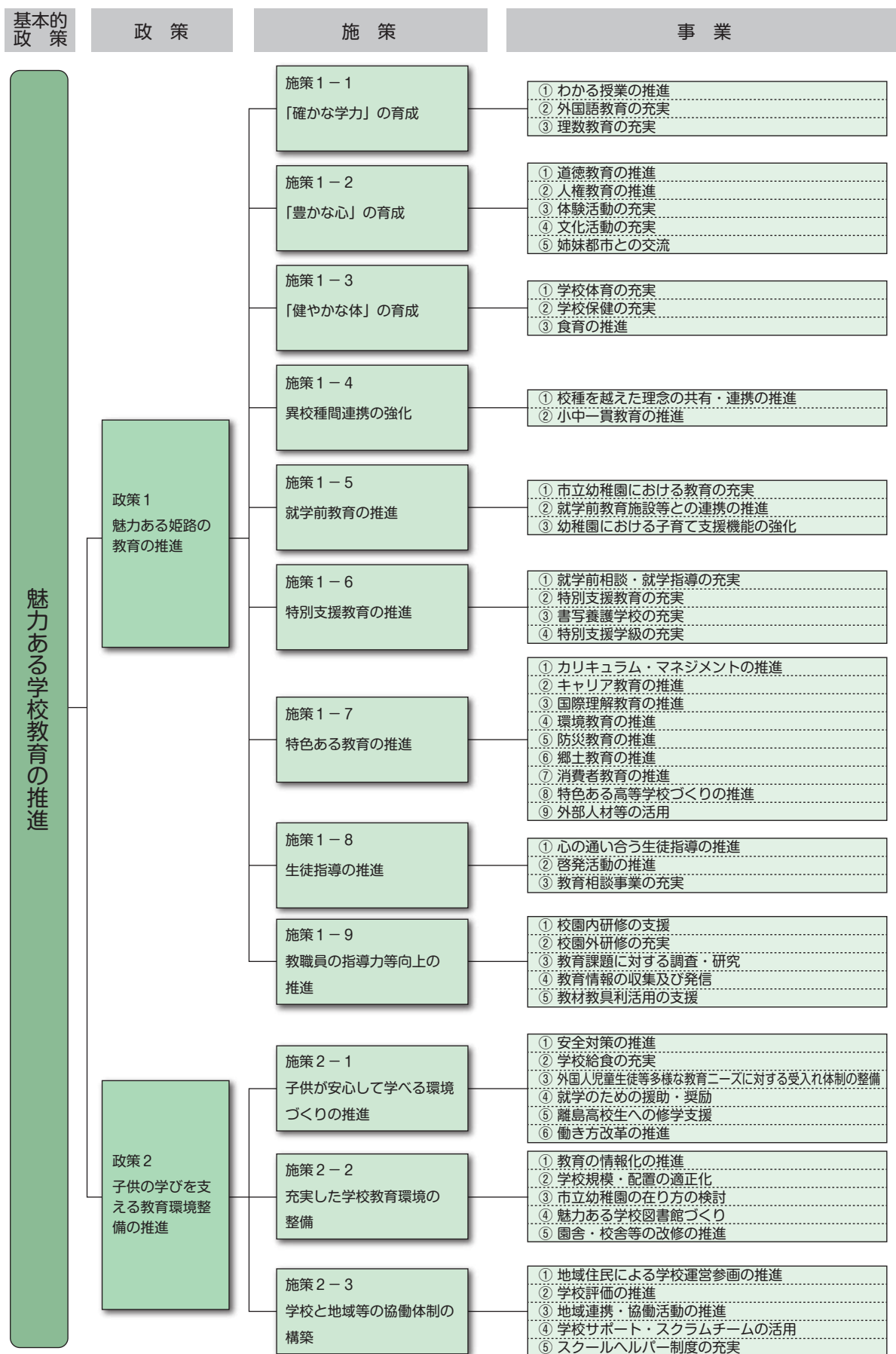
～自立し、認め合い、つながる教育を目指して～

〔目指す人間像〕

- 知・徳・体の調和がとれ、夢や志を持ち、自ら学び続ける自立した人間
- ふるさとを愛し、社会の持続的な発展のために連携し、協働できる人間
- 互いの伝統や文化を尊重し、多様な人々と共生する人間



■ 姫路市教育振興基本計画 計画体系図 [学校教育分野のみ]



第2部

魅力ある学校教育の推進

I 魅力ある姫路の教育の推進

1-1 「確かな学力」の育成

子供一人一人の興味・関心や適性を踏まえ、創意工夫した教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを基盤とする思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学びに向かう力を育成する。

(1) わかる授業の推進

令和6年度 重点項目

事業1-1-①

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、地域や学校の実態及び子供一人一人の状況を的確に把握し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたわかる授業の実践を推進する。

わかる授業の実践に当たっては、見通し・振り返り学習活動や言語活動を取り入れた「学習の過程を重視したわかる授業づくり」を進めるとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等の効果的な活用により、子供たちの興味・関心を高め、創意工夫に満ちた授業への改善を図る。また、兵庫型学習システムの有効活用を図り、個に応じたきめ細かな指導を充実させる。

さらに、情報を活用する力・論理的に思考する力の育成を図るために、思考力・判断力・表現力の基盤となる「読み・書き・計算」の確実な習得を目指すとともに、新聞や本、インターネット等の情報を活用した調べ学習を推進する。

基礎学力の向上については、各校の課題に応じた短時間学習「ひめじ学びタイム」や放課後学習の活用とともに、家庭学習と連携した取組の充実を図る。



資料をもとに自分の考えを
伝え合う授業（四郷学院）

主な取組	対象	担当課
学力向上推進事業	幼・小・中・義・高・特	学校指導
兵庫型学習システム推進事業	小・中・義	学校指導
調べる力育成プロジェクト	幼・小・中・義・高・特	学校指導
ひめじe-教育プロジェクト	小・中・義・高・特	教育研修
「わかる授業」アクションプラン	幼・小・中・義・特	教育研修

学校の勉強はわかると答えた児童生徒の割合
(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	91.6%	91.2%	90.8%
中学生	80.7%	79.6%	79.3%

「主体的・対話的で深い学び」の姿が実現できている
と答えた教職員の割合(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	66.3%	74.3%	73.8%
中学校	64.7%	66.4%	69.5%

(2) 外国語教育の充実

事業1-1-②

小・中・義務教育・高等学校を通して、英語によるコミュニケーション能力を養うために、外国語指導助手（ALT）など外部人材との連携促進や教員等の英語指導力向上のための研修への参加により、指導の充実を図る。また、ICT機器やデジタルコンテンツ等の有効活用等により、英語を使う機会を拡充させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や実践的な英語運用能力を育成する。



ALTとの外国語活動の授業(安富北小学校)

主な取組	対象	担当課
小学校外国語活動支援事業	小・義	学校指導
外国人語学講師招聘事業	小・中・義・高	学校指導

(3) 理数教育の充実

事業1-1-③

理科、算数・数学に対する興味・関心や知的好奇心を喚起するとともに、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせるため、体験的な学習活動や探究的な活動等の充実により、魅力ある授業づくりを推進する。また、外部人材や姫路科学館などを活用し、理科や算数・数学が好きな児童生徒の育成を図る。



姫路科学館での体験(青山小学校)

主な取組	対象	担当課
理科教育推進事業 (観察・実験アシスタント配置)	小・中・義	学校指導

算数・数学の授業の内容はわかると答えた児童生徒の割合(国調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生(市)	84.5%	79.8%	80.4%
小学生(国)	84.6%	81.2%	81.2%
中学生(市)	73.8%	71.4%	68.5%
中学生(国)	74.6%	76.2%	73.3%

1-2「豊かな心」の育成

教育活動全体を通じて、子供たちの豊かな情操や道徳性を養うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、人間関係を築く力、自然を大切に環境の保全に寄与する態度等を養う。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心等を育成する。

(4) 道徳教育の推進

事業1-2-①

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進する。

「特別の教科 道徳」を要としつつ、あらゆる教育活動を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うために、子供の心に響く授業を創造する。

(5) 人権教育の推進

事業1-2-②

自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる人権教育を推進する。

全教育活動を通して確かな人権意識を培い、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題解決への実践力を育てるとともに、教職員の人権意識の高揚を図り、子供の自立と共生の力を育むために「姫路市中学校区群人権教育研修会（2023～2030）」を実施する。

また、インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認等の新たな人権課題についても、その解決に向けた教育と啓発を推進する。

さらに、いじめの未然防止とSOSの出し方教育の視点から、ワークショップや講演による学習会を実施するとともに、相談手紙付いじめ防止リーフレットを作成・配付し、いじめを許さない心の育成及びいじめを生まないより良い集団づくりを目指す。



ティーム・ティーチングを取り入れた
道徳科の授業（上菅小学校）

主な取組	対象	担当課
学校訪問 (計画訪問、要請訪問等)	幼・小・中・義・高・特	人権教育
姫路市中学校区群人権教育 研修会事業(2023～2030)	小・中・義・特	人権教育
道徳教育推進事業	小・中・義・特	人権教育

「自分にはよいところがあると思う」と答えた
児童生徒の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	75.3%	76.6%	77.7%
中学生	72.3%	73.8%	76.3%

「人が困っているときは、進んで助けている」と
答えた児童生徒の割合（国調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生(市)	88.6%	90.3%	91.7%
小学生(国)	88.7%	88.9%	91.6%
中学生(市)	89.9%	89.4%	88.8%
中学生(国)	88.5%	88.4%	88.1%

(6) 体験活動の充実

事業1-2-③

集団宿泊活動や自然体験活動などを推進し、人間的な触れ合いや自然との関わりを深めながら豊かな感性を育むとともに、家庭や地域との連携や協働により、福祉体験、ボランティア体験、職場体験等の人や社会と関わりを深める活動を実施することで、人間としての在り方や生き方を考え、自主性・社会性を養う。

また、市内の施設や企業を活用し、教科等と関連付けた様々な体験活動を実施することで、体験と言葉を結び付けた保育や教育を推進し、子供の学習理解の深化を図る。



漁業体験（家島小学校）

主な取組	対象	担当課
体験活動推進事業	幼・小・中・義・高	学校指導
自然学校推進事業	小・義	学校指導
カリキュラム・マネジメント推進事業	小・中・義・特	学校指導
特色ある教育活動支援事業	幼・高	学校指導
環境体験事業	小・義	学校指導
トライやる・ウィーク体験学習事業	中・義・特	学校指導

学校や地域でいろいろな人のかかわりを持つことは大切なことだと思う児童生徒の割合(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	95.1%	95.1%	95.7%
中学生	92.8%	93.4%	93.2%

(7) 文化活動の充実

事業1-2-④

学校園の実態に応じて、地域に残る伝統的な行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れる。また、芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、豊かな感性や情操を培い、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育てる。

さらに、児童生徒等の自主的・自発的な活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、地域の一員としての自覚を高め、ふるさと意識を醸成する。



三味線演奏体験（鹿谷中学校）

主な取組	対象	担当課
「音楽のまちひめじ」学校支援事業	小・中・義・特	学校指導
小・中学校演奏会事業	小・中・義	学校指導
わくわくオーケストラ事業	中・義・特	学校指導
ニュー・イヤーズ・コンサート事業	小・中・義	学校指導
中学生書写・美術作品展	中・義・特	学校指導

“どんぐりカード”のデジタル化について

姫路市では、市内の子供に配布している「どんぐりカード」(市内施設12か所に無料で入場できる紙製の優待カード)のデジタル化を推進している。姫路城などの市施設の窓口に設置するカードリーダーに、マイナンバーカード認証機能を活用した姫路市民アプリ「ひめパス」上に表示するデジタルカード等をかざすことで入場できるようになる。

1-3「健やかな体」の育成

安全を確保しながら、体育やスポーツに親しみ継続的に運動ができる資質・能力の育成を図る。また、生涯を通して健康で安全な生活を送るための基礎を培い、心身の調和的発達を図る。

(8) 学校体育の充実

事業1-3-①

安全を確保しながら、運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。

特に体力・運動能力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析などにより、地域や学校の実態を踏まえ、各校独自の体力向上1校1実践運動に継続的に取り組む。

主な取組	対象	担当課
体力向上1校1実践運動	小・中・義・特	健康教育
ドリームアスリート教室	小・義	健康教育

(9) 学校保健の充実

事業1-3-②

子供たちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通して主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、教科のみならず教育活動全体において組織的に健康教育を推進する。また、家庭や地域の連携を進め、日常生活においても健康教育の充実を図る。

主な取組	対象	担当課
健康教育の推進	小・中・義・高・特	健康教育
食物アレルギー対応マニュアルの適切な運用	幼・小・中・義・高・特	健康教育

(10) 食育の推進

事業1-3-③

各学校における食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、児童生徒等の食生活調査や生きた教材としての学校給食の活用などにより、給食の時間を中心に、特別活動・各教科など学校教育活動全体を通して食育を推進する。

毎日、朝ごはんを食べている児童生徒の割合 (国調査)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生(市)	93.2%	93.4%	92.9%
小学生(国)	94.9%	94.4%	93.9%
中学生(市)	91.7%	90.7%	90.4%
中学生(国)	92.8%	91.9%	91.2%

主な取組	対象	担当課
姫路市立小中学校における食育推進プランに沿った食育の実践	小・中・義・特	健康教育
手作り朝ごはんコンテストの開催	幼・小・中・義・高・特	健康教育

1-4 異校種間連携の強化

就学前から高等学校までの子供の育ちと学びのつながりを重視して、特に義務教育9年間における「小中一貫教育」を中心に、各校種間の積極的な連携を推進し、個々の子供について適時性・連続性を考慮した教育の充実を図る。

(11) 校種を越えた理念の共有・連携の推進

事業1-4-①

義務教育を中心として、その前後の校種との積極的な連携を支援する体制を再構築する。保幼小連絡会の実施、小高連携事業の充実、オープンハイスクール等の実施を通して、異校種間の理念の共有・連携の推進を図る。



網干高校との連携で実施している英語学習
(網干西小学校・網干高等学校)

主な取組	対象	担当課
小中一貫教育推進事業	小・中・義・特	学校指導
小高連携事業	小・義・高	学校指導
就学前教育充実事業	幼・小・義	学校指導

学年や校種の枠を越えて、連携を図ろうとしていると答えた教職員の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	87.7%	88.6%	88.8%
中学校	81.8%	81.3%	83.4%

(12) 小中一貫教育の推進

事業1-4-②

各中学校区に属する小・中・義務教育・特別支援学校でブロックを構成し、小中一貫教育推進委員会を中心に、目的を持って計画的・組織的・継続的に小中一貫教育を推進する。「目指す子供像」の実現に向けた9年間を一貫するブランドカリキュラムの活用及び見直し、先導的な実践研究、学識経験者や先進校等の講師を招いての研修、交流活動、保護者や地域住民との協働を進める広報・啓発活動等を通して、児童生徒の学力向上と人間関係力の育成を図る。



体育発表会における1年生と9年生の表現活動
(豊富小中学校)

主な取組	対象	担当課
小中一貫教育推進事業	小・中・義・特	学校指導

授業力向上に向けて、小中一貫教育の視点を持ち、つながりのある指導を重視した授業改善が図れていると答えた教職員の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	72.6%	74.9%	75.8%
中学校	70.0%	65.3%	71.3%

1-5 就学前教育の推進

幼児一人一人の発達の特性に合った質の高い教育を提供する教育環境の整備や、家庭教育への支援を充実させることで、幼児期において、子供たちがより良く生きるための基礎を獲得し、心身ともに健やかに成長することができるようにする。

(13) 市立幼稚園における教育の充実

事業 1-5-①

市立幼稚園において、幼児期にふさわしい教育的価値のある環境を整備し、幼稚園教育を充実させることで、幼児の豊かな心や健やかな体を育み、主体的に学ぶ幼児を育成する。



砂場遊び（網干幼稚園）

主な取組	対象	担当課
幼稚園教育充実プラン	幼	学校指導

(14) 就学前教育施設等との連携の推進

事業 1-5-②

就学前の子供たちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、合同研修や行事の相互参観、各小学校区での連絡会等を実施して、小学校教育の基盤となる幼児教育の充実を図る。

また、「姫路市幼児教育共通カリキュラム」「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム」及び補足版の活用を促進することで、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

就学前教育との連携を意識して、保幼小の教職員が、校種を越えた相互理解を深めていくことは大切だと答えた教職員の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	95.9%	96.0%	95.4%

主な取組	対象	担当課
就学前教育充実事業	幼・小・義	学校指導



姫路市教育委員会
「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム 活用リーフレット」

(15) 幼稚園における子育て支援機能の強化

事業 1-5-③

保護者に対して、相談に応じたり子育てに関する情報を提供したりするとともに、各園で「全国幼稚園ウィーク in ひめじ（オープンスクール）」を実施し、幼稚園教育を公開する。

また、未就園児親子への幼稚園招待や園庭開放日を設け、地域の幼児教育センター的な機能を発揮する。

主な取組	対象	担当課
就学前教育充実事業	幼	学校指導

1-6 特別支援教育の推進

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用並びに医療、福祉、労働等の関係機関との効果的な連携により、特別な支援を要する子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を充実させ、その自立と社会参加の実現を図る。

(16) 就学前相談・就学指導の充実

事業1-6-①

早期からの教育相談に努め、保護者から申請があった幼児について、個々の教育的ニーズに応じた適正な支援を行うため、連携支援ファイルを作成し、個別の指導計画に基づく一貫した教育支援ができるようにする。個別の支援が必要と考えられる幼児については、特別支援推進事業により、就学前教育の充実を図る。

主な取組	対象	担当課
特別支援推進事業	幼・小・中・義・高・特	育成支援

(17) 特別支援教育の充実

令和6年度 重点項目

事業1-6-②

発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。また、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図ることを目的に、合理的配慮と基礎的環境整備について検討を進める。とりわけ、地域の学校園に通う医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応する基礎的環境整備を進めるとともに、交流及び共同学習や居住地校交流を計画的・組織的に継続して行うことで、障害のある児童生徒の理解を深める。

また、安心して学べる環境を確保するため、特別支援推進事業を実施するとともに、必要に応じて支援員を配置する。さらに、専門的な知識や対応が求められるケースの場合は、専門家の派遣や関係機関との連携、通級による指導教室の活用等も含めた個に応じた指導の充実を図る。



文部科学省
「障害のある子供の教育支援の手引」

主な取組	対象	担当課
交流教育推進事業	小・中・義・特	育成支援
特別支援推進事業	幼・小・中・義・高・特	育成支援
医療的ケア看護師派遣事業	幼・小・中・義・高	育成支援
市立学校園医療的ケアシステム推進会議	幼・小・中・義・高・特	育成支援

(18) 書写養護学校の充実

事業1-6-③

医療的ケアシステムの構築により、安心して安全な学校生活を送ることができるようにするとともに、卒業後の生活や学びに生かせるよう、個に応じた教育課程の編成や実施などを通して、社会的自立につながる教育の充実に努める。さらに、副籍の導入に伴い、交流及び共同学習の更なる充実を図る。



自立活動における「からだ」の学習
(書写養護学校)

主な取組	対象	担当課
看護師配置	特	育成支援
介護タクシー派遣事業	特	育成支援
市立学校園医療的ケアシステム推進会議	幼・小・中・義・高・特	育成支援

(19) 特別支援学級の充実

事業 1 - 6 - ④

個別の教育支援計画や指導計画に基づき、子供の教育的ニーズに応じた指導支援を行うために、障害の種別に応じた学級の設置を進め、自立と社会参加に向けた教育を行う。また、特別な配慮の必要な子供に対し、特別支援教育支援員の人的配置等を含め、適切な支援の充実に努める。

兵庫県立特別支援教育センター
「小学校・中学校教職員のための
特別支援教育ハンドブック」



主な取組	対象	担当課
特別支援教育支援員配置事業	幼・小・中・義・高	育成支援

特別支援教育の充実に向けた基本的な項目です。チェックリスト☑としても使えます。

○学校園における特別支援教育の体制を充実させるために

学校園長のリーダーシップ

- インクルーシブ教育システムの視点を取り入れた学校園経営計画(教室巡回など)
- 校園内組織として明確に位置づけられた校園内委員会の定期的かつ必要に応じた開催
- 全教職員の共通理解
- 学校内外の人材活用、保護者や関係機関との連携(丁寧な話し合いの場など)

特別支援教育コーディネーターの機能化

- 学校園全体の要支援幼児児童生徒の把握
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成補助及び効果的な活用の促進
- 校園内関係者や医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整
- 学級担任や保護者の相談窓口
- 校園内委員会の推進

校園内委員会の位置づけ

- 要支援幼児児童生徒への組織的・計画的な対応の話し合い
- 支援の具体化や支援の整備
- 学校園の規模や実情に合わせた柔軟かつ迅速な対応
- PDCAサイクルに基づいた評価と計画の場

個別の教育支援計画・個別の指導計画

- 保護者と学級担任及び特別支援教育コーディネーターとの連携による作成
- 合理的配慮及び福祉や医療等の情報の共有・反映
- 実態把握に基づいた評価や適時の見直しによる一貫性のある支援
- 校種間・学年間での確実な引継ぎ

○適切な支援を行うための指導力・専門性の向上を図るために

校園外研修

- 特別支援学級担任者研修
- 課題研修「特別支援教育」
- パワーアップ研修「特別支援教育」

校園内研修

- 特別支援教育の視点を生かした授業研究
- 特別支援教育研修

1-7 特色ある教育の推進

学校や地域の実態等も踏まえながら、現代的な諸課題に対応した特色ある教育を推進することで、複雑で変化の激しい社会の中で、自立した人間として、主体的に判断し、課題を解決していく力を育成する。

(20) キャリア教育の推進

事業1-7-②

社会構造の大きな変化にも対応できるように、子供の発達段階に応じ、学校の教育活動全体において計画的・組織的なキャリア教育を展開することで、社会の仕組みや自己と他者あるいは社会との関わり方を理解できるようにするとともに、様々なものづくりの場の見学やトライやる・ウィークなどの体験活動等を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。

また、キャリアノートや兵庫版「キャリア・パスポート」を活用しながら、子供が将来の目標を持ち、その能力・適性や興味・関心等を生かし、主体的に進路を決定できる能力や態度を養う。



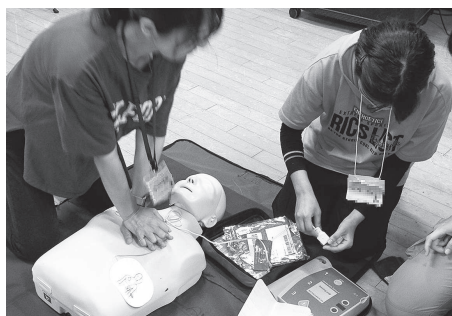
料理屋で巻きずし作りの体験
(東中学校)

主な取組	対象	担当課
トライやる・ウィーク体験学習事業	中・義・特	学校指導
キャリアノート・パスポートの活用促進	小・中・義・高	学校指導

(21) 防災教育の推進

事業1-7-⑤

自他の命を守る能力や共生の心を育むことをねらいとし、学校災害対応マニュアル作成指針で示している「各発達段階等における重点」が身に付くよう、全ての教育活動を通して、平素から減災の視点に立った教育やより実効性のある訓練実施を推進する。



胸骨圧迫とAEDの実技体験
(あかつき中学校)

主な取組	対象	担当課
学校災害対応マニュアル検証懇話会 (防災教育連絡協議会を兼ねる)	幼・小・中・義・高・特	健康教育

(22) 消費者教育の推進

事業1-7-⑦

インターネット等を通じた若い世代における消費者トラブルなどが増加していることや、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができる児童生徒を育成するため、教科や特別活動等あらゆる学校教育活動を通して消費者教育を推進する。

主な取組	対象	担当課
姫路市学校園消費者教育指針 の活用促進	幼・小・中・義・高・特	学校指導

(23) 特色ある高等学校づくりの推進

事業1-7-⑧

高等学校においては、各校に設置する特色ある専門学科やコースを中心にそれぞれの特色を生かした教育課程を編成し、探究活動を取り入れた教育内容の深化を図り、生徒が主体的に学ぶことのできる教育を引き続き推進する。

さらに、「姫路市立高等学校在り方方針」を踏まえ、令和8年度に設置する統合新設校では、単位制の導入等により、基礎学力の養成に加え、多様な進路に合わせた幅広い選択科目を有する教育課程の検討を進める。

また、現在の市立3校は、令和9年度まで引き続き各校の特色を生かした教育を実践し、生徒一人一人の多様な可能性を伸ばすことのできる魅力ある高等学校づくりをより一層推進する。その中で、市立3校は令和7年度入学生をもって募集を停止することから、活気ある充実した学校生活を送ることができるよう、今後、市立高等学校としての一体感の創出など、市立3校のつながりを改めて深めるとともに、「市立高校つながりプロジェクト」として、市立3校の生徒交流や学校行事・部活動等の合同事業等を実施し、学びの充実を図る。

教育企画室

「姫路市立高等学校在り方方針」
「中学生・保護者の皆さんへ
～姫路市立高等学校の
再編を進めています～」



主な取組	対象	担当課
特色ある教育活動支援事業	高	学校指導
ハイスクールアクションプロジェクト	高	学校指導
市立高校つながりプロジェクト	高	学校指導・健康教育
小高連携事業	小・義・高	学校指導
海外姉妹都市交換交流事業	高	学校指導
市立高等学校再編事業	高	教育企画室



姉妹城コンウィ市長の訪問
(琴丘高等学校)



台湾の高校生とのオンライン交流
(姫路高等学校)



地域の高齢者を招いて昔遊び
(飾磨高等学校)

小規模特認校制度の実施

令和5年4月から、筋野小学校と安富北小学校において、複式学級の解消等、学校の活性化を図ることを目的として、校区外(市内全域)からの通学を認める小規模特認校制度を実施し、地域や小規模校の特長を活かした教育活動を進めている。

○就学の条件 ※次の条件をすべて満たすこと

- ①保護者・児童が共に市内に居住していること
- ②小規模特認校での学習や活動ができる心身の状況にある児童であること
- ③保護者が、小規模特認校の教育活動を理解し、PTA活動や地域交流活動に最大限協力できること
- ④保護者の負担と責任により、児童を安全に通学させること
- ⑤原則として、卒業までの間、通学する意思がある(短期間の通学を認めるものではない。)



生き物調査・川遊び
(筋野小学校)



農園開き
(安富北小学校)

1-8 生徒指導の推進

時代の変化にも対応しつつ、教育課程の内外において健全育成の視点で適切な支援に努めることで、全ての子どもが、自ら個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高め、集団や社会の中で自己実現を図ることができるようにする。

(24) 心の通い合う生徒指導の推進

令和6年度 重点項目

事業1-8-①

児童生徒等の理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うことにより、自主性や自律性、主体性を培う。また、現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指し、各学校における教育活動を推進する。

いじめ防止対策推進法により、国、県、市のいじめ防止基本方針を踏まえて策定した各学校の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・対応に努め、いじめ問題の克服に向けて取り組む。

「学校に、何でも相談できる先生がいる」と答えた児童生徒の割合（市調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	67.5%	67.9%	68.3%
中学生	56.4%	57.0%	58.4%

主な取組	対象	担当課
生徒指導自立支援員配置事業	小・中・義	学校指導
不登校児童生徒支援員配置事業	小・中・義	学校指導

文部科学省
「生徒指導提要（改訂版）」
(2022.12月改訂)



(25) 啓発活動の推進

事業1-8-②

いじめ防止や仲間づくりをテーマとする児童生徒の主体的な活動を推進し、学校、家庭、地域社会で、いじめ問題等の課題を共有し、地域ぐるみで児童生徒を健全に育もうとする気運を高める。

主な取組	対象	担当課
小中一貫教育推進事業	小・中・義・特	学校指導
いじめ防止人権学習事業	小・中・義・特	人権教育
予防啓発活動事業	小・中・義・高・特	育成支援

(26) 教育相談事業の充実

事業1-8-③

いじめや不登校、問題行動などの多様化、複雑化する子供の教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。さらに、適応教室等により、子供の成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を行う。

不登校傾向の児童生徒に対する心の居場所としてのメンタルスクエア（校内教育支援センター）の設置を進めるとともに、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者などの心の相談にあたる。また、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的なアプローチで幼児児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援を行う。近年、社会問題となっているヤングケアラーへの支援についても対応する。

また、学校園からの要望に基づき、不登校傾向や特別な支援を要する幼児児童生徒のために学生ボランティアを派遣し、幼児児童生徒の持つ課題に寄り添い、個別の支援を行うことにより、学校園生活への適応及び社会性の伸長を図る。



総合教育センター「教育相談について」

主な取組	対象	担当課
心に寄り添う相談活動事業	幼・小・中・義・高・特	育成支援
カウンセラー配置事業	小・中・義・高・特	学校指導
スクールソーシャルワーカー活用事業	幼・小・中・義・高・特	学校指導
学生ボランティア派遣事業	幼・小・中・義・特	学校指導

1-9 教職員の指導力等向上の推進

教職員として必要な使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じて求められる資質・能力を高めていく力を育成するとともに、教育課題に関する研究の成果や教育情報等を発信することで、本市教育の取組の周知を図る。

(27) 校園内研修の充実

事業1-9-①

学識経験者をはじめ、理論的・実践的に優れた外部指導者や高い教育技術を持つ教職員を研修講師として招聘し、自校園の課題解決に向けた校園内研修を主体的・計画的に実施する。

主な取組	対象	担当課
「わかる授業」アクションプラン	幼・小・中・義・特	教育研修
スペシャリスト派遣事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修
授業力向上推進校事業 (兵庫教育大学との連携推進事業)	幼・小・中・義・高・特	教育研修
教育実践研究助成事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修

(28) 校園外研修の充実

事業1-9-②

校園外研修を活用し、子供の人格形成に深く関わる教職員としての自覚を深め、人間性や社会性を高める。また、未来のより良い社会と幸福な人生の創り手となる子供を育成するために必要な知識・技能を身に付けるとともに、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていく力を養う。加えて、組織的・協動的に諸課題の解決に取り組む力を培う。

主な取組	対象	担当課
教職員研修事業 ・ライフステージ別研修 ・職能研修 ・課題研修 ・パワーアップ研修講座 【特別研修】 ・新時代の学びを支えるICT活用研修	幼・小・中・義・高・特	教育研修



グループ協議を取り入れた初任者研修
(総合教育センター)

研修に参加することで、自分の資質・能力の向上を図れていると答えた教職員の割合(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	87.5%	90.6%	90.4%
中学校	77.8%	75.2%	79.8%

教育委員会から委嘱を受けた教育研究員が、今日的な教育課題の解決に向けた継続的で実証的な研究を行い、その成果を様々な機会を通して広く学校園に発信する。

学校園の教育活動を支援する教育委員会の取組 (総合教育センター教育研修課)

○教育課題に対する調査・研究

主な取組	対象	担当課
教育研究員制度事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修
自主研究会支援事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修

【研究協力校】

研究テーマ 「ICTを活用した新しい時代の学び」

- ・第Ⅰ期 令和2年度～3年度 船場小学校、筋野小学校、安富北小学校
- ・第Ⅱ期 令和3年度～4年度 安室中学校、山陽中学校、姫路高等学校
- ・第Ⅲ期 令和4年度～5年度 東小学校
- ・第Ⅳ期 令和5年度～6年度 神南中学校
令和5年度 安室中学校

【教育研究員】

研究テーマ

「教師力アップデート！自らの考えや課題を更新できる子供の育成を目指して」

【令和5年度 自主研究会】

- ・SSTA 兵庫支部理科教育研究会
- ・生活・総合自主研究会
- ・令和の体育科教育について考える自主研究会
- ・生き生き学校保健自主研究会
- ・幼稚園教育自主研究会
- ・図画工作科自主研究会
- ・姫路一燈を掲げる会
- ・みんなで話そう p4c 自主研究会
- ・小学校社会科自主研究会
- ・新算数教育研究会自主研究会
- ・特別活動自主研究会
- ・特別支援教育自主研究会
- ・教育環境向上自主研究会

○教育情報の収集及び発信

主な取組	対象	担当課
教育情報資料収集・発信事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修
教育情報交流展事業(姫路きょういくメッセ)	幼・小・中・義・高・特	教育研修

○教材教具利活用の支援

主な取組	対象	担当課
教材教具利活用支援事業	幼・小・中・義・高・特	教育研修

Ⅱ 子供の学びを支える教育環境整備の推進

2-1 子供が安心して学べる環境づくりの推進

様々な教育ニーズに対する支援を進め、安全・安心で質の高い修学環境の整備を図る。また、経済的理由で就学困難な児童生徒等の保護者に対して、就学のための援助などにより学ぶ意欲のある子供を支援する。

これらにより、子供が不安なく学校生活を送れるようにする。

(1) 学校給食の充実

事業 2-1-②

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、安心・安全な学校給食の充実に取り組む。

学校給食を食育の「生きた教材」としてより一層の充実を図るため、地場産物の活用等の施策を推進していく。



中学校での給食（山陽中学校）

主な取組	対象	担当課
全員給食の実施	小・中・義・特	健康教育
地産地消の推進	小・中・義・特	健康教育

(2) 外国人児童生徒等受入れ体制の充実

事業 2-1-③

外国人児童生徒等の分散化・多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整や子供（外国人児童生徒等）の学習面・生活面での支援を行う際に必要となる母語が使えるバイリンガル支援員（スタディサポーター・通訳）、教員免許を有する日本語指導支援員等の派遣による受入れ体制の整備を行う。

また、在籍学級における教科指導型日本語指導の授業を実践する等、多文化共生教育の充実を図る。



日本語指導（東光中学校）

主な取組	対象	担当課
帰国・外国人児童生徒等受入れ促進事業	幼・小・中・義・特・高	人権教育

「外国人児童生徒受入れの手引き」
文部科学省（令和元年3月）

「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」
兵庫県教育委員会（令和2年3月）



教職員が幼児児童生徒とじっくりと向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、会議・行事等の縮減・精選や、ICT活用による校務・業務の効率化及びデータの共有化を推進する。さらには、外部人材の活用や、学校園及び教職員が担う業務の明確化・適正化を図るなどして、働き方改革を進める。

また、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きがいのある職場環境づくりを進める。

主な取組	対象	担当課
スクール・サポート・スタッフ配置事業	小・中・義・高・特	教職員
勤務時間適正化検討会	幼・小・中・義・高・特	教職員
教職員 心の健康相談事業	幼・小・中・義・高・特	教職員
ひめじe-教育プロジェクト	幼・小・中・義・高・特	教育研修
メンタルヘルスに係るメンター制度	小・中・義・特	教育研修

姫路市立あかつき中学校（夜間中学校）

さまざまな事情により、義務教育を受けられなかった人や十分な教育を受けられないまま卒業し、学び直しを希望する人を対象にした県内唯一の単独校の夜間中学校である。

○入学対象者

入学する年の4月2日時点で15歳以上の人で、

- ①さまざまな理由により、義務教育を修了できなかった人
- ②不登校や病気等により、ほとんど中学校に通えなかった人

※外国籍者、市外在住者も対象



電気の特徴を確認する実験

○入学申込の流れ

入学希望者は、あかつき中学校に連絡の後、面談を行う（市外在住者は、住んでいる市町の教育委員会との面談も必要）。面談時に入学願書を受け取り、あかつき中学校へ提出する。

○学校の内容

週5日、平日の夜間（午後5時半頃から午後9時頃まで）に授業を行い、中学校すべての教科を学習する。一人一人の学力に応じたコース設定と学習指導を実施し、外国籍の人などには、必要に応じて日本語の支援を行う。学力状況や進路希望によって、2年生、3年生への編入も可能。

○問い合わせ

姫路市教育委員会事務局学校指導課 TEL079-221-2120

姫路市立あかつき中学校（平日午後1時15分～午後9時15分まで） TEL079-282-2118



姫路市立あかつき中学校
ウェブサイト

2-2 充実した学校教育環境の整備

ICT環境の充実、望ましい学校園の規模・配置の実現、学校図書館における機能強化など、充実した学校教育環境の整備を図ることにより、子供たちの豊かな学びを実現する。

(4) 教育の情報化の推進

令和6年度 重点項目

事業2-2-①

教育委員会は、先端技術を活用した質の高い教育環境の実現や校務の効率化を図るため、教育の情報化を推進する。

- ・ICT機器及びネットワークシステムの計画的整備・更新
- ・機器環境整備、研修・研究、授業支援等の総合的な推進
- ・統合型校務支援システムの安全で安定した管理運用



環境問題についての調べ学習
(飾磨東中学校)

ICT機器を活用した授業や学びの支援を行っていると答えた教職員の割合(市調査)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	91.5%	92.7%	91.2%
中学校	83.2%	82.7%	87.1%

(5) 魅力ある学校図書館づくり

事業2-2-④

図書の継続的整備や学校司書の活用により、学校図書館における「学習センター」及び「情報センター」としての機能強化を図る。学校と市立図書館等の社会教育施設との連携を推進するとともに、子供を取り巻く読書環境を整えることで調べ学習を支援する等、子供の学びに向かう力を育成する。



図書館を活用した読み聞かせ
(太市小学校)

主な取組	対象	担当課
学力向上推進事業	幼・小・中・義	学校指導
魅力ある学校図書館支援事業	小・中・義・高・特	学校指導
学校図書館魅力アップ事業	小・中・義・高・特	総務・学校指導

読書が好きだと答えた児童生徒の割合(国調査)※

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生(市)	75.2%	69.2%	68.8%
小学生(国)		73.1%	71.8%
中学生(市)	70.2%	66.9%	65.7%
中学生(国)		68.2%	66.0%

※令和3年度は市調査による数値

2-3 学校と地域等の協働体制の構築

学校・家庭・地域が目標を共有して連携と協働を進め、複雑化、多様化する学校の課題を解消し、子供の成長を支援する。また、地域人材や専門機関などと連携した取組を進め、学校のみならず社会全体で子供を見守り、育てる体制を構築する。

(6) 地域住民による学校運営参画の推進

事業2-3-①

学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民等が、教職員と定期的に協議し、学校教育活動への支援を強め、地域とともにある学校づくりに主体的に参画する体制を構築する。

学校園の教育目標や地域と連携した教育活動などについて、学校・家庭・地域の三者での協議・協働を進めることにより、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。

主な取組	対象	担当課
学校評議員制度	幼・小・中・高・特	学校指導
学校運営協議会制度	小・中・義	学校指導

(7) 学校サポート・スクラムチームの活用

事業2-3-④

教育委員会は、複雑な生徒指導上の諸課題やいじめ問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して適切に対応するとともに、早期の解決を図るため、弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、こども家庭総合支援室、警察等の関係者からなる「学校サポート・スクラムチーム」を編成し、中立的・専門的な助言を得て、組織的に学校を支援する。

また、いじめ防止対策推進法の「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持つものとして位置付け、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図るとともに、個別の事案について対応する。

主な取組	対象	担当課
学校サポート・スクラムチーム事業	幼・小・中・義・高・特	学校指導

(8) スクールヘルパー制度の充実

事業2-3-⑤

地域住民、PTA等の協力を得て、学校内への不審者侵入抑止対策を進め、学校内における子供の安全確保を図る。スクールガードの視点から、こども見守り隊やスクールガードリーダーとの連携強化を図るとともに、新規ボランティアを募る取組を推進する。

主な取組	対象	担当課
スクールヘルパー事業	小・義・特	健康教育
スクールガードリーダー事業	小・義・特	健康教育

令和6年度 学力向上に向けての取組

1 本市小・中学生における学力の現状と課題

(1) 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果（概要）

◇小学6年

教科	本市平均正答率	全国平均正答率
国語	64	67
算数	61	63

《全国と比較して見られる傾向》

【国語】

- ・「話すこと・聞くこと」「読むこと」に課題が見られる。
- ・「選択式」問題、「記述式」問題に課題が見られる。
- ・問題後半で、無解答率が高い傾向が見られる。

【算数】

- ・「図形」領域で課題が見られる。
- ・各問題の無解答率について、大きな差は見られない。

◇中学3年

教科	本市平均正答率	全国平均正答率
国語	68	70
数学	51	51
英語	46	46

《全国と比較して見られる傾向》

【国語】

- ・「話すこと・聞くこと」「読むこと」に課題が見られる。
- ・「短答式」問題の正答率が高いが、「記述式」問題では正答率が低く、無解答率が高い。

【数学】

- ・「短答式」問題では正答率が高い。
- ・「記述式」問題の無解答率が高い。

【英語】

- ・「短答式」問題では正答率が高い。
- ・「記述式」問題では、無解答率が高い。

(2) 令和5年度 姫路市教職員・児童生徒意識調査の結果（概要）

【授業改善に対する取組】の検証指標項目に対する教職員・児童生徒調査の肯定的回答

【教職員に対する質問項目】		R4	R5
① あなたの授業の中で、「主体的・対話的で深い学び」の姿は実現できていますか。	小 中	74.3 66.4	73.8 69.5
② 各校での学力分析に基づく課題解決のため、学力向上推進リーダーを中心として組織的に取り組んでいますか。	小 中	76.3 55.6	78.2 59.6
③ あなたは、研修に参加することで自身の資質・能力の向上を図れていますか。	小 中	90.6 75.2	90.4 79.8
④ 基礎学力の向上や自校の課題解決のために短時間学習を効果的に活用できていますか。	小 中	85.6 71.0	85.4 67.2
⑤ 授業で新聞や本、インターネット等の情報を活用した「調べ学習」に取り組んでいますか。	小 中	84.4 66.7	82.9 70.1
⑥ ICT機器を活用した授業や学びの支援を行っていますか。	小 中	92.7 82.7	91.2 87.1
【児童生徒に対する質問項目】		R4	R5
⑦ 授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか。	小 中	81.2 77.4	81.4 77.5
⑧ 授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか。	小 中	73.0 62.0	73.0 64.2
⑨ 学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。	小 中	83.9 84.1	83.9 85.5
⑩ 授業で、自分が調べたことを整理したり、まとめたりしていますか。	小 中	81.7 71.0	81.5 70.9

新学習指導要領の全面实施により、教職員の授業改善への意識が高まり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業研究や研修等の取組が着実に進められている。

今後、より教職員が具体的な授業モデルをイメージし授業実践を進めていけるよう、良い実践を収集して発信したり、リーフレットを用いて適宜助言したりしていく必要がある。

2 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための学習指導の工夫改善について

単元のねらいや本時の位置づけを明確にした上で、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「学習の過程」を重視した授業づくりを推進する。

その際、話す、書くなどの活動を通して自分の考えを表現する「アウトプット」の充実を図る。

学習の過程



1 子供が考え、アウトプットする
時間の確保

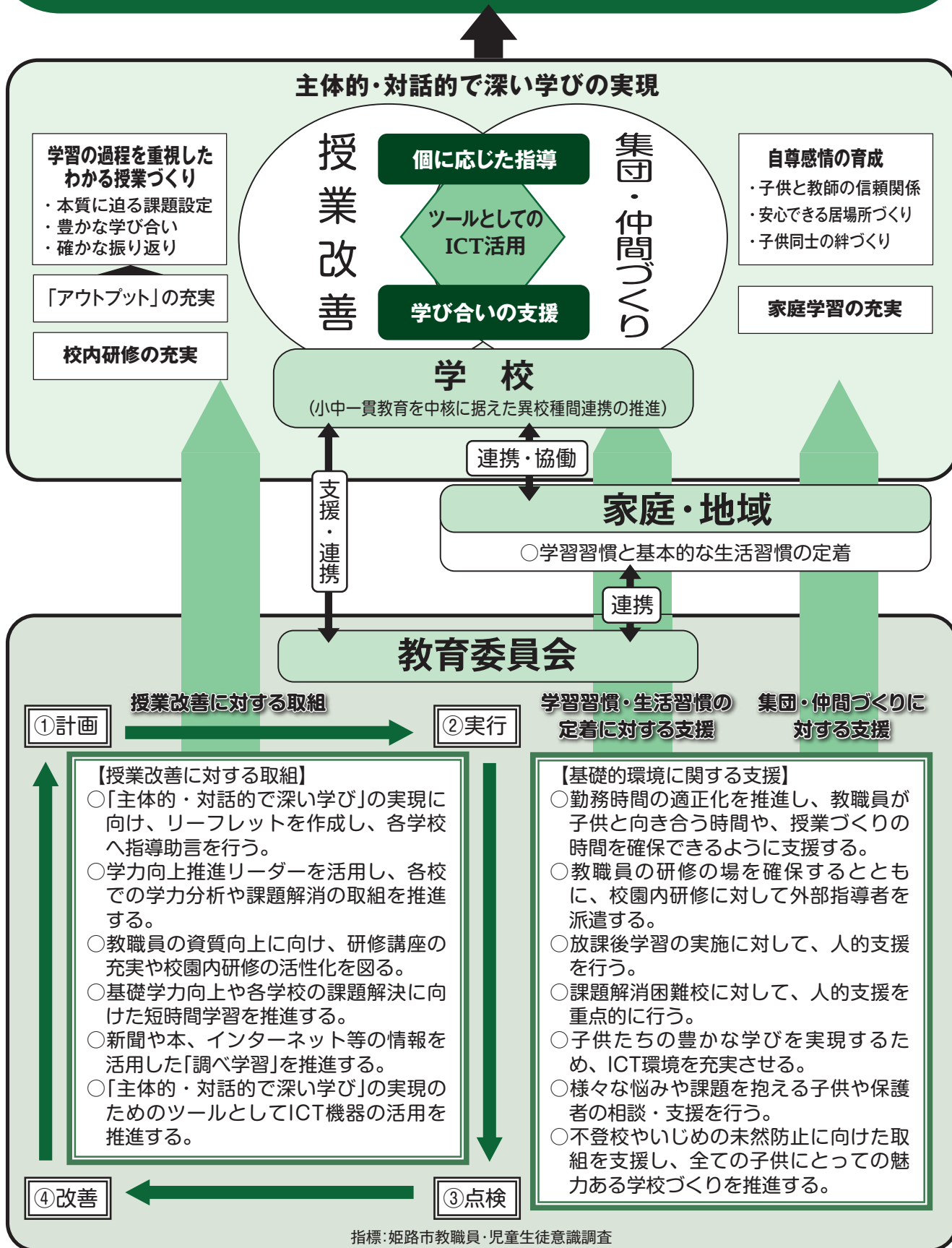
2 期待するアウトプット内容の
具体化

3 期待するアウトプットに
せまる工夫

3 学校、家庭・地域、教育委員会が連携した学力向上の取組

児童生徒の学力向上

- ・全ての基盤となる「読み・書き・計算」の確実な習得（基礎学力）
- ・文章や資料、聞いた内容などから必要な情報を探し出し、理解したことに基づいて自分の考えをもち表現する力
- ・自ら課題を見だし、解決に向けて様々な方法を試しながら粘り強く取り組む力



令和4年度 姫路市の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

※義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む

1 暴力行為件数

【小学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	2 (0.1)	902 (3.1)	35,910 (5.7)
令和元年度	1 (0.03)	1,175 (4.1)	42,548 (6.8)
令和2年度	0 (0)	922 (3.3)	40,292 (6.5)
令和3年度	0 (0)	1,485 (5.4)	47,087 (7.7)
令和4年度	1 (0.04)	1,490 (5.4)	59,933 (9.9)

【中学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	5 (0.4)	987 (7.4)	28,062 (9.3)
令和元年度	2 (0.1)	958 (7.3)	27,120 (9.1)
令和2年度	12 (0.9)	861 (6.6)	20,509 (6.9)
令和3年度	6 (0.4)	809 (6.1)	23,583 (7.9)
令和4年度	16 (1.2)	734 (5.6)	28,473 (9.6)

【高等学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	0 (0)	263 (2.5)	4,945 (2.2)
令和元年度	0 (0)	234 (2.3)	4,564 (2.1)
令和2年度	0 (0)	173 (1.7)	2,790 (1.3)
令和3年度	0 (0)	169 (1.7)	2,706 (1.3)
令和4年度	0 (0)	171 (1.8)	2,905 (1.5)

※()内は、1,000人あたりの暴力行為件数(件)

2 不登校児童生徒数

【小学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	267 (0.90)	1,873 (0.65)	44,471 (0.70)
令和元年度	289 (0.98)	2,337 (0.82)	52,905 (0.84)
令和2年度	333 (1.14)	2,829 (1.01)	62,862 (1.01)
令和3年度	449 (1.56)	3,643 (1.32)	80,825 (1.32)
令和4年度	631 (2.23)	4,938 (1.80)	104,265 (1.72)

【中学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	730 (5.12)	5,736 (4.30)	114,379 (3.81)
令和元年度	719 (5.11)	6,084 (4.62)	122,519 (4.12)
令和2年度	756 (5.40)	6,424 (4.91)	127,671 (4.30)
令和3年度	979 (7.01)	7,679 (5.82)	157,019 (5.26)
令和4年度	1,080 (7.82)	9,239 (7.06)	185,810 (6.27)

【高等学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	8 (0.3)	1,246 (1.2)	39,623 (1.8)
令和元年度	17 (0.8)	1,160 (1.1)	37,692 (1.8)
令和2年度	24 (1.1)	935 (0.9)	32,127 (1.5)
令和3年度	8 (0.4)	1,147 (1.2)	37,919 (1.9)
令和4年度	10 (0.5)	1,400 (1.5)	44,395 (2.3)

※()内は、不登校児童生徒数が、全児童生徒数に占める割合(%)
 ※不登校児童生徒数は年間に30日以上登校しなかった者

3 いじめ認知件数

【小学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	397 (13.3)	11,628 (40.5)	421,116 (66.5)
令和元年度	1,028 (34.8)	16,191 (57.0)	479,447 (76.4)
令和2年度	763 (26.2)	15,049 (53.6)	416,861 (67.1)
令和3年度	897 (31.2)	20,854 (75.3)	496,094 (80.7)
令和4年度	1,101 (38.9)	22,924 (83.8)	545,958 (89.8)

【中学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	272 (19.1)	4,369 (32.8)	93,921 (31.2)
令和元年度	650 (46.2)	5,791 (44.0)	102,738 (34.5)
令和2年度	488 (34.9)	4,347 (33.2)	78,537 (26.5)
令和3年度	521 (37.3)	5,069 (38.4)	95,263 (31.9)
令和4年度	638 (46.2)	5,607 (42.8)	108,335 (36.5)

【高等学校】

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	5 (2.2)	567 (5.3)	13,134 (5.8)
令和元年度	3 (1.3)	657 (6.3)	13,918 (6.3)
令和2年度	5 (2.2)	443 (4.5)	10,238 (4.9)
令和3年度	8 (3.6)	427 (4.4)	11,129 (5.4)
令和4年度	6 (2.8)	423 (4.4)	12,179 (6.1)

※()内は、1,000人あたりのいじめ認知件数(件)

4 いじめ解消状況について

令和4年度	姫路市				兵庫県				全国			
	解消しているもの	解消に向けて取組中	その他	解消率	解消しているもの	解消に向けて取組中	その他	解消率	解消しているもの	解消に向けて取組中	その他	解消率
小学校	601	500	0	54.6%	15,938	6,973	13	69.5%	421,684	123,861	413	77.2%
中学校	414	224	0	64.9%	4,047	1,558	2	72.2%	82,219	25,971	145	75.9%
高等学校	5	1	0	83.3%	316	100	7	74.7%	9,459	2,482	238	77.7%

※「その他」…転学や退学等、「解消しているもの」、「解消に向けて取組中」に該当しないもの

5 公立高等学校中途退学者数

年度	姫路市	兵庫県	全国
平成30年度	15 (0.7)	1,317 (1.4)	28,513 (1.3)
令和元年度	12 (0.5)	1,095 (1.2)	25,038 (1.1)
令和2年度	7 (0.3)	885 (1.0)	20,283 (1.0)
令和3年度	8 (0.4)	1,061 (1.3)	20,607 (1.0)
令和4年度	14 (0.6)	1,053 (1.3)	22,631 (1.1)

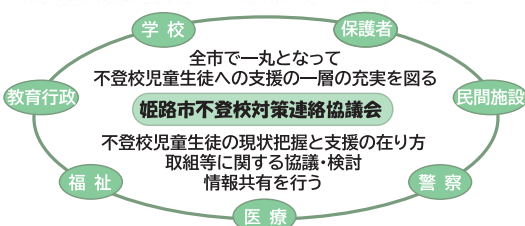
※()内は、中途退学者数が全生徒数に占める割合(%)

備考

- 暴力行為の定義…自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為をいい、被暴力行為の対象によって「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の四形態に分ける。
- 不登校の定義……年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし「病気」や「経済的な理由」による者を除く)」をいう。
- いじめの定義……児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

令和5年度 第1回姫路市不登校対策連絡協議会 2023.10

不登校児童生徒への支援の在り方について



Point! 大切にすべき視点やキーワード ※協議会では、4つのグループに分かれキーワードを出し合いました。

- 子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- 子どもを中心に みんなが繋がった 居場所づくり
- 多様と包摂 多様性を重視しながら、具体的な取組(仲間づくり)が必要
- 子どもを中心に子どもがいろいろなどころにつながるように支援

◆児童生徒に対してできること

- 居場所づくり
 - ・社会的自立に向けた居場所の確保
 - つながり
 - ・地域の人とのつながりを支援する(地域行事への参加)
 - ・社会経験ができる場の提供
 - ・児童生徒にとってのキーパーソンとなる(心通う教師の存在)
 - 内面理解
 - ・不登校になった背景を正しく理解して対応する
 - ・人格の尊重
 - ・自己肯定感、自己有用感を高める(褒める、認める)
 - ・得意なこと、可能性への気付き
- 学習支援
 - ・宿題、課題の個別対応
 - ・ICT機器や一人一台端末の活用
 - ・板書や授業ノートのClassroomへの掲載
 - サポート
 - ・進路未決定者への相談の充実
 - ・不登校経験者から体験談を聞くことで安心につなげる
 - ・自分の将来について考える機会の設定
 - ・待つ姿勢を大切に
 - ・高校等への進学支援
 - ・個別支援シートの作成
 - ・友達からのサポートをアシスト

◆保護者に対してできること

- 居場所づくり
 - ・保護者の焦りやつらさ等の心情を聞き、支援を共に考える場を設定
 - つながり
 - ・保護者の思いに寄り添い、共感する(心のケア)
 - ・保護者との密な連携、つながり続ける(連絡ノート、家庭訪問など)
 - ・保護者同士の仲間づくりをサポート
 - 情報の提供
 - ・公的な支援施設や民間施設の周知
 - ・子どもが不登校を経験した保護者の体験談を聞くことで安心につなげる
 - ・進路情報の提供
 - ・学校園における教育講演会、子育て講演会の開催
 - 支援・制度・相談窓口
 - ・相談の充実、相談先の周知、関係機関との連携、気軽に相談できる体制
 - ・複合的な課題を持つ家庭への支援
 - ・貸付等申請時の支援

◆学校全体の取組

- ・魅力ある学校づくり(未然防止)
- ・わかる授業、楽しい授業への工夫・改善(未然防止)
- ・メンタルルーム(別室)の整備
- ・校内で対応や支援を統一する
- ・総合教育センターとの連携
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・保幼小中の校園種間連携でギャップをなくす

学識経験者の先生より

人を支えるのは人。上手くいかなかった場合に、支援のバトンをどうつないでいくか。大事なことは、人に頼ること、出会いである。頼れる人、守ってくれる人をどうつくっていくか。「この機関だからできる。この機関にしかできないことがある。」と、意識して役割分担することで、子ども達を支援できる。

兵庫県 教授 田邊 哲雄 氏 (社会福祉学)



姫路大学 教授 日淵 淳子 氏 (教育心理学)

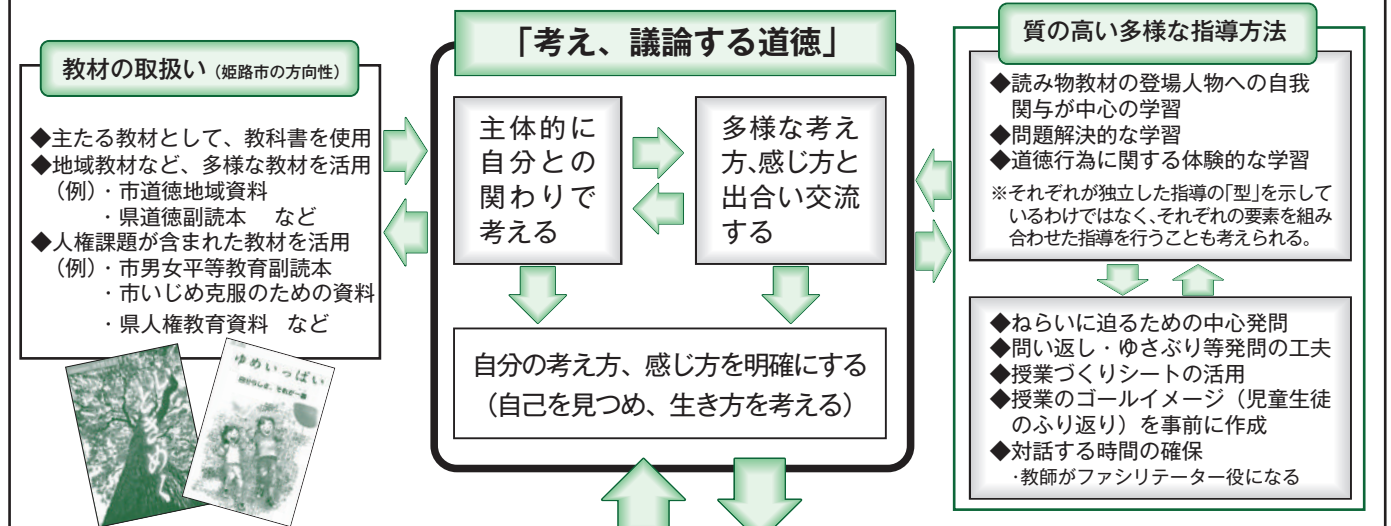
※本リーフレットを不登校児童生徒への支援の充実に生かしていただけたいと思います。 姫路市教育委員会 学校指導課

「特別の教科 道徳」～授業展開の工夫と評価～

目標

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的、多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。〔()内は中学校〕

主体的・対話的で深い学び



評価について

- ◆数値ではなく記述式
- ◆個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価
- ◆子供の成長を認め、励ます個人内評価
- ◆多面的、多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか等を重視
- ◆発達障害のある児童が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた評価上の配慮
- ◆入学者選抜の可否判定に活用しないこと

【参考】
 ・小学校学習指導要領(平成29年3月) ・中学校学習指導要領(平成29年3月) ・小学校学習指導要領解説道徳編(平成29年6月) ・中学校学習指導要領解説道徳編(平成29年7月)
 ・学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要領の改善等について(通知)(平成28年7月29日)
 ・兵庫県道徳教育実践研究事業発表会兼中播磨地区小・中学校道徳教育研究会における赤堀博行氏(前文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官)の資料(平成28年11月9日)

外国人児童生徒等の受入れ体制づくり

1【編入学の情報が入ったら】(※まずは人権教育課へ連絡)

- ◆校内で共通理解を
- ◆日本語指導体制づくりを
- ◆地域との連携体制づくりを

2【受入れ時の面談では】(※通訳が必要な場合は人権教育課へ連絡)

- ◆言語に対する配慮を
- ◆学校についての情報の提供を
- ◆児童生徒、保護者についての情報の収集を

3【学級での受入れでは】(※サポーターが必要な場合は人権教育課へ連絡)

- | | |
|---|--|
| ① 出会いの時期
② 試行の時期
③ 調和の時期
④ 成長の時期 | ・学級の温かな雰囲気づくりを
・外国人児童生徒に対する初期指導を
・人間関係についてのきめ細かな配慮を
・個性を認め合う、受容的な学級づくりを
・相互理解を深めさせ、学級の国際化を |
|---|--|

多文化共生教育
学校・学級の国際化

バイリンガル支援員等の派遣について

(スタディーサポーター・通訳)

◇受入れ時の面談・学級での受入れにおいて、母語での支援が必要な場合は、人権教育課まで連絡を

- ◆バイリンガル支援員(スタディーサポーター)
・子供への母語での生活・学習の支援、心の安定等のために配置
- ◆バイリンガル支援員(通訳)
・主として保護者と教員とのコミュニケーションのために派遣

※児童生徒支援教員(日本語指導)配置校は、「特別の教育課程」での別室指導や在籍学級への同室複数指導等きめ細かな支援を行う。

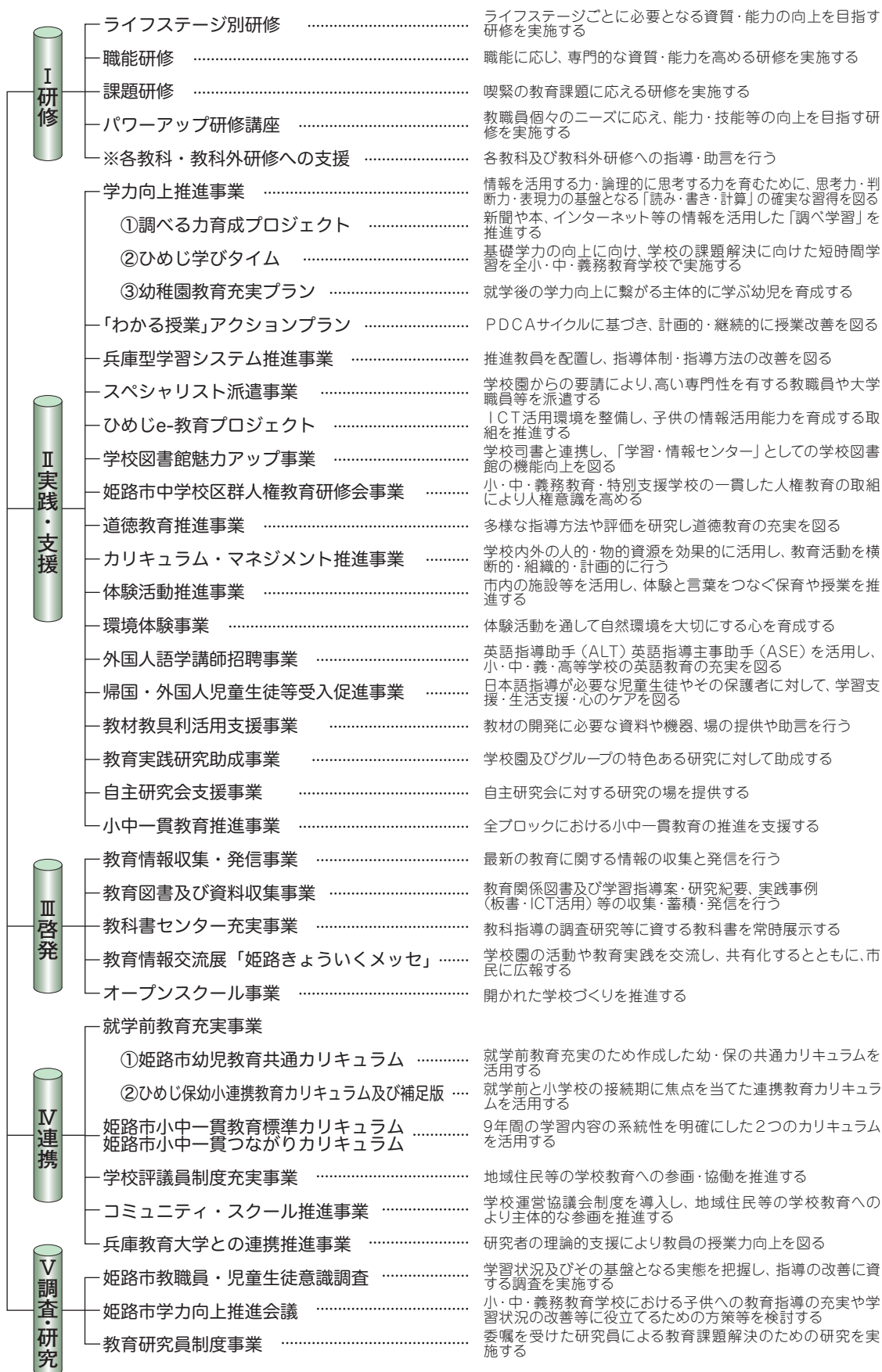
・「外国人児童生徒受入れの手引き」
文部科学省(令和元年3月)

・「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック」
兵庫県教育委員会(令和2年3月)



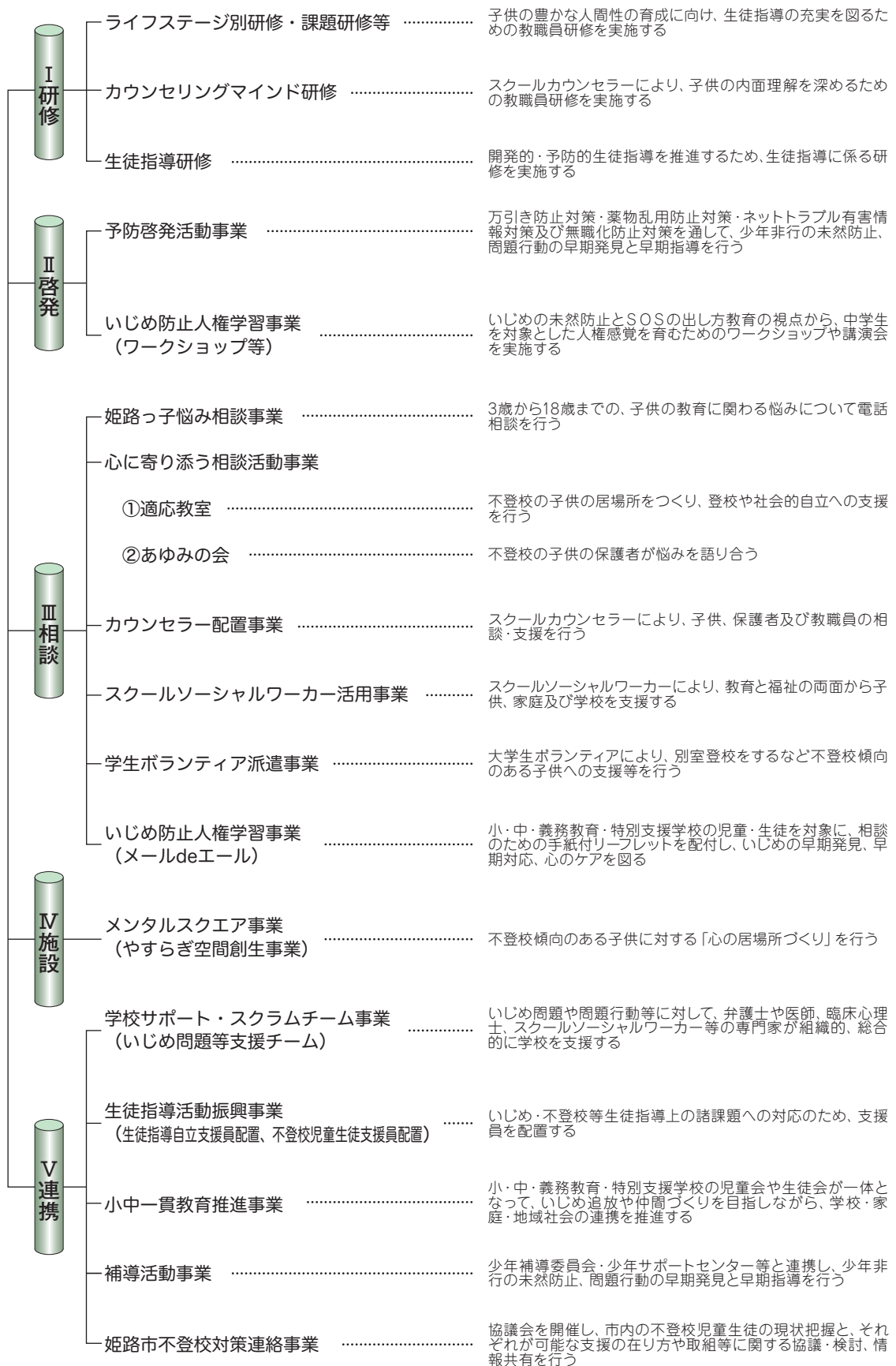
姫路市の学力向上関連施策の体系

◇子供の学力向上を図るため、教職員の授業力や教師力を高める取組を総合的に推進する。



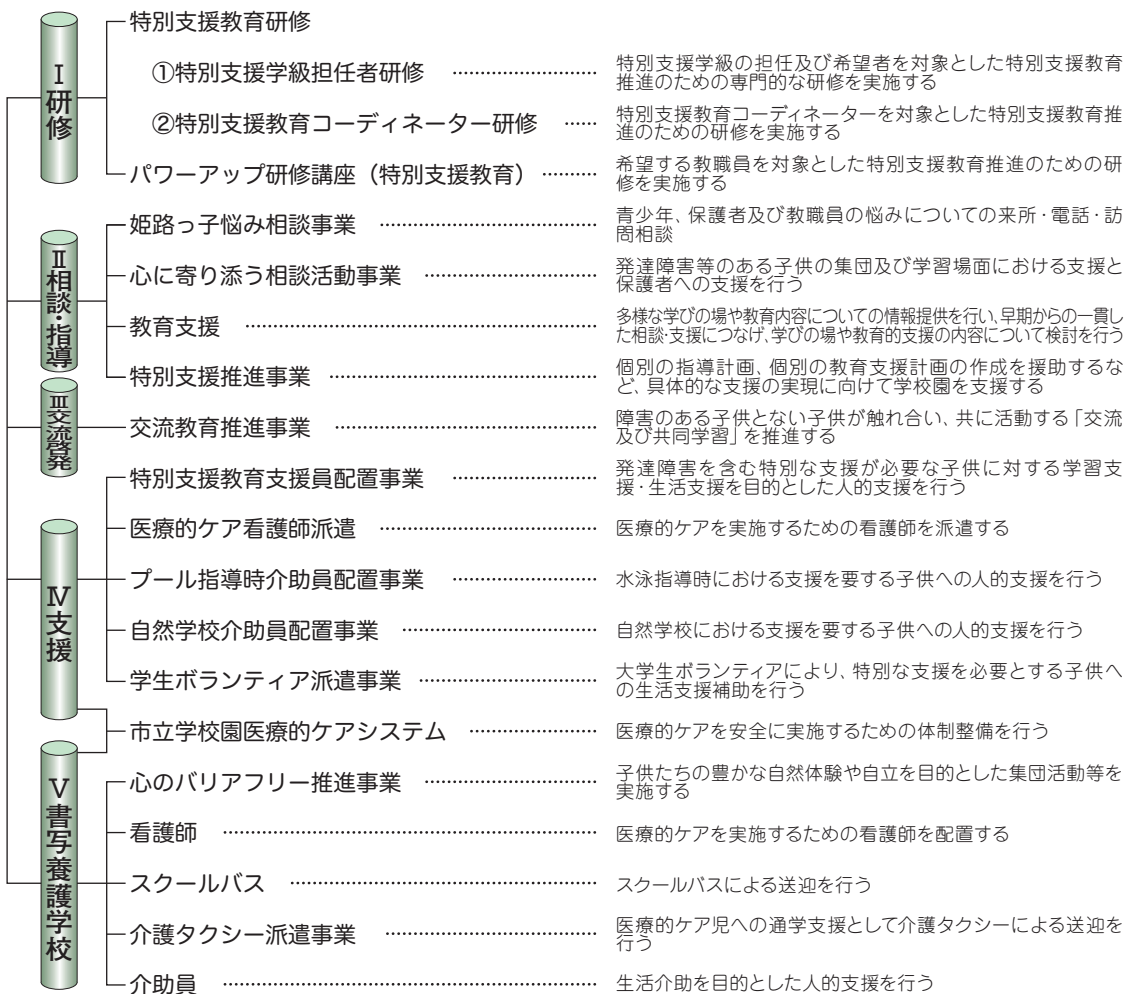
姫路市の生徒指導関連施策の体系

◇子供の自立を支援するため、学校園・家庭・地域社会・関係機関の行動連携を総合的に推進する。



姫路市の特別支援教育関連施策の体系

発達障害を含む特別な支援を必要とする子供の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための必要な力を培う



支援を要する幼児児童生徒の多様な学びを支える仕組み

通学区域の特別支援学校

特別支援学校（小・中・高等部）

- 知的障害
 - 県立姫路特別支援学校
 - 県立姫路しらさぎ特別支援学校
- 聴覚障害
 - 県立姫路聴覚特別支援学校
- 肢体不自由
 - 姫路市立書写養護学校
 - 県立和田山特別支援学校
- 病弱
 - 姫路市立書写養護学校分教室
 - 県立上野ヶ原特別支援学校
- 視覚障害
 - 県立視覚特別支援学校
- 知的障害(高等部)
 - 姫路市立書写養護学校分教室
 - 県立高等特別支援学校
- 肢体不自由(高等部)・知的障害(高等部)
 - 県立播磨特別支援学校

通学区域の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

特別支援学級（小・中・義務）

- 特別支援学級（弱視）
- 特別支援学級（難聴）
- 特別支援学級（知的障害）
- 特別支援学級（肢体不自由）
- 特別支援学級（病弱・身体虚弱）
- 特別支援学級（自閉症・情緒障害）

通常の学級（小・中・義務）

通級による指導（小・中・義務）

言語障害、自閉症、LD、ADHD等の児童生徒に対する通級による指導

特別支援教育支援員配置事業

医療的ケア看護師派遣事業

プール指導時介助員配置事業

自然学校介助員配置事業

姫路市特別支援教育推進会議

姫路市における特別支援教育体制整備の推進に資するために、本市の特別支援教育の課題について協議する。

医療・福祉・教育機関等と連携し、学校園に対し助言を行う

姫路市教育支援委員会

保護者・学校園からの申請に基づき、専門的な見地により適切な指導や支援、配慮及び就学先等について審議する。

特別支援推進事業【教育支援（連携支援・地域支援）】

連携支援ファイル（個別の指導計画、個別の教育支援計画、移行支援シート）の作成等具体的な支援の実現に向けて学校園を支援する。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」について学校と保護者(本人)、教育委員会が変更及び調整を行う

中高の連携

姫路市における小中一貫教育の フレームで捉えた義務教育9年間の学び

小中共通の教育目標の実現

学力の向上

人間関係力の育成

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性

生きて働く
知識・
技能

未知の状況
にも
対応できる
思考力・
判断力・
表現力

9年間を見通した一貫した指導
(指導内容・指導方法・指導形態)

社会参画力

他者と協働する力

自尊感情

校
種
間
連
携

小中教職員の協働

小中共通の教育目標・目指す子供像の設定 ← ※キャリア教育の視点

特色あるカリキュラムの作成 ← 地域資源の活用

保護者・地域住民との協働

保幼小の連携

※キャリア教育の視点とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためのものです。